

# ファクシミリサービス利用規定 (2020年10月1日現在)

## 1 ファクシミリサービス

ファクシミリサービス（以下、本サービスといいます。）は、契約者ご本人が専有・管理するファクシミリによって次のサービスを利用できるものとします。

- (1) ご利用口座として届出の契約者名義預金口座につき、取引照会、残高照会を行う場合
- (2) ご利用口座として届出の契約者名義預金口座につき、あらかじめ届出た電話番号に取引連絡を受ける場合
- (3) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

## 2 本人確認

本サービスの取扱いについて、当行で受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし、応答・連絡します。

## 3 取引照会、残高照会、取引連絡の訂正等

取引照会、残高照会、取引連絡に対して当行が送信した内容につき、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当行は既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。

## 4 手数料

### (1) 基本料金

契約者は当行に対し、本サービスについての所定の基本料金およびその消費税相当額（以下、基本料金等といいます）を毎月支払うものとします。なお、初回の支払いはサービス開始月の翌月分からとします。

### (2) 通知料金

契約者は当行に対し、本サービスについての所定の通知料金およびその消費税相当額（以下、通知料金等といいます）を毎月支払うものとします。

なお、消費税相当額は、通知料金の合計額に基づき計算します。

### (3) 支払方法

基本料金等および通知料金等は、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳および預金払戻請求書または当座小切手の提出を省略のうえ、あらかじめ指定された預金口座から、毎月当行所定の日に自動的に引落すものとします。

## 5 届出事項の変更

電話番号、暗証番号等届出事項に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 6 免責条項

- (1) 当行の責によらない電子機器・通信機器、通信回線等の障害ならびに天災地変その他やむを得ない理由により、応答・連絡が不能または遅延することがあっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (2) 本サービスの取扱いについて、当行が受信した暗証番号と、届出の暗証番号の一致を確認して取扱った場合は、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスの取扱いについて、かりに紛議が生じても、当行に責がある場合を除き当行は責任を負いません。

## 7 解約等

- (1) 本サービスは依頼人または当行の一方の都合でいつでも解約できるものとします。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 契約者の申出による解約の場合、解約の効果は、当行に対する解約申出日の翌々営業日に生じるものとし、解約申出日から解約申出日の翌営業日まで生じた取扱いについても第6条2項の免責条項が適用されます。

## 8 契約期間

この契約の当初契約期間は、申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特段の申出がない限り、契約期間満了の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

なお、本サービスのご利用口座が解約された場合は、このサービスは失効するものとします。

本規約で引用している各種手数料、規定等については当行ホームページに記載しています。URLは以下の通りです。

### 1. 各種手数料について

<https://www.l8shinwabank.co.jp/price/commissions/index.html>

### 2. サービス内容について

<https://www.l8shinwabank.co.jp/corporate/ebsservice/oldservice/lineup/>

### 3. 各種預金規定について

<https://www.l8shinwabank.co.jp/yakkan/yokin/>